

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

令和4年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、堺市後期高齢者医療に関する条例並びに大阪府後期高齢者医療広域連合規約による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。            ②被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し            ③被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付            ④保険料賦課決定及び一部負担金決定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。            ⑤特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。            ⑥広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料額決定(変更)通知書・納付書を被保険者に送付する。            ⑦保険料期割額情報の作成及び管理            ⑧保険料に関する申請の受付            ⑨徴収した保険料の収納情報・滞納情報の管理            ⑩後期高齢者医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付            ⑪被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。            ⑫その他資格管理、給付に係る申請等の受付及び広域連合への送付</p> <p>&lt;中間サーバー&gt;            ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。            ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。            ・中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。</p>
③システムの名称	①後期高齢者医療電算システム(市町村システム) ②大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム) ③共通基盤システム ④統合利用番号連携サーバー ⑤中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80・82・83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課
②所属長の役職名	医療年金課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

堺市市長公室広報部市政情報課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7375

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	表紙 公表日	平成27年7月24日	平成28年10月12日		
平成28年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	高寄 直人	米村 かおる		
平成28年10月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点		
平成28年10月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年6月1日時点	平成28年4月1日時点		
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点		
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点		
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点		
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点		
平成30年8月27日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	米村 かおる	医療年金課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	IV リスク対策	なし	項目1～9を追記	事後	様式変更に伴う追記
令和2年4月1日	I 基本情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課		
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点		
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点		
令和3年4月1日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課		
令和3年4月1日	I 基本情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課		
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点		
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点		